

議会のあり方調査特別委員会・企画調整部会記録

開 会 年 月 日	令和元年 12 月 4 日
開 会 時 刻	午後 3 時 08 分
閉 会 時 刻	午後 3 時 21 分
出席委員名	◎西山 則夫 ○品川 幸久 鈴木 豊司 福井 輝夫
	吉井 詩子 宿 典泰 上村 和生
	世古 明（議長）
欠席委員名	浜口 和久
署 名 者	西山 則夫
担 当 書 記	中居 涉
協 議 案 件	1 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例について
	2 議会報告会について
	3 これまでの協議の経過について
説 明 者	議会事務局長、次長、議事係長、調査係長、
	議事係書記、調査係書記

会議の概要

西山会長の開会宣告の後、直ちに会議に入り、「伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例について」及び「議会報告会について」を議題とし、条例等検討分科会会長及び広聴検討分科会会長から報告を行い、議会のあり方調査特別委員会へ報告することを確認した後、「これまでの協議経過について」条例等検討分科会会長から報告を行い、「住民投票制度の創設」については所管の常任委員会で議論する方向で議長と相談して決定することを確認し、閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前11時01分

◎西山則夫会長

ただいまから、「議会のあり方調査特別委員会・企画調整部会」を開会いたします。

本日の出席者は7名でありますので、会議は成立しております。

これより会議に入ります。

本日、御協議いただきます案件は、お手元の事項書のとおりです。

それではまず始めに、「伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例について」を議題といたします。条例等検討分科会、鈴木会長から御報告をお願いいたします。

○鈴木条例等検討分科会会長

それでは、資料1「伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例」につきまして、提案・説明をさせていただきます。

これは、平成30年10月に開催されました中南勢都市議会議長会で取り上げられた案件でございまして、平成30年11月20日の各派代表者会議で今後の検討課題として決定をされ、平成31年2月13日の分科会で具体的検討項目に追加をし、検討を進めてきたものでございまして、議員が長期欠席した場における議員報酬及び期末手当の支給額を減額しようとするものでございます。

まず、第1条にはこの条例の設置の目的を置いており、議員が会議等を長期欠席した場合の議員報酬及び期末手当の支給に関し特例を定めることを目的といたしております。

第2条は議会の会議等の定義でございまして、議会の会議等とは、定例会・臨時会の本会議、委員会条例に規定します常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会、会議規則に規定します協議会、そして地方自治法に規定します議員及び委員の派遣を総称して議会の会議等ということでございます。

第3条は議員報酬の減額の規定で、議員報酬の減額割合を定めております。その減額割合でございますが、2ページになります。欠席期間が90日を超え180日以下のときは100分の20、180日を超え365日（1年）以下のときは100分の30、365日を超え730日（2年）以下のときは100分の50、730日（2年）を超えるときは100分の100となります。また、減額割合の適用でございますが、議会の会議等を欠席した日から起算をしまして、次に議会の会議等に出席した日までの期間が90日を超えた時点から適用されるこ

ととなります。

第4条は期末手当の減額でございますが、6月及び12月に支給されます期末手当の減額割合を定めるもので、欠席期間が90日を超え180日以下のときは100分の30、180日を超え365日（1年）以下のときは100分の50、365日（1年）を超えるとときは100分の100となります。ただ、期末手当の支給基準日の前日から6月前までの間におきまして減額割合が異なるときは、高い方の減額割合が適用されることとなります。

第5条には適用除外の規定を置いておきまして、公務災害及び通勤災害、女性の出産による産前・産後の期間、その他議長がやむを得ないと認める事由があるときは、減額の特例が除外されることとなります。

第6条は疑義の決定でございますが、この条例の適用におきまして疑義が生じた場合は、議会運営委員会に諮って決定することといたしております。

また、第7条には委任規定を置いております。

なお、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上が「伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例」の説明でございます。何とぞよろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

◎西山則夫会長

ありがとうございます。

ただいまの報告に対しまして御発言・質問等がございましたらお願いしたいと存じます。どうでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫会長

はい。御発言もないようですので、条例等検討部会から報告のありました「伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例について」は、議会のあり方調査特別委員会の全体会で報告いただくことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫会長

はい、ありがとうございます。

異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

次に、「議会報告会について」を議題といたします。広聴検討分科会、宿会長から御報告をお願いいたします。

○宿広聴検討分科会会長

それでは、広聴検討分科会から「議会報告会について」御報告を申し上げます。

先週の金曜日と土曜日に開催をいたしました「議会報告会・意見交換会」については、2日間で36名の参加者があり、無事終えることができました。

開催に当たっては、各常任委員会の正副委員長をはじめ皆様の御協力をいただき、この場をお借りして御礼を申し上げたいと存じます。

なお、アンケート調査も実施いたしましたが、集計がまだ終わっておりませんので、終

わり次第皆様にも御報告をさせていただきたいと思えます。

今後も市民の意見を直接聞く場として、「議会報告会・意見交換会」を開催していきたいと考えてはおりますけれども、今回の手法にこだわらず、他の市町の事例等も参考にしながらより多くの方の参加をいただけるよう検討もしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上、簡単ではございますが、「議会報告会について」報告をいたしました。ありがとうございます。

◎西山則夫会長

ありがとうございます。

ただいま報告をいただきました「議会報告会について」御発言がございましたらお願ひいたします。

どうですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫会長

はい、御発言もないようですので、広聴検討部会からの報告のありました「議会報告会について」は、議会のあり方調査特別委員会の全体会で報告いただくことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫会長

はい、御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

次に、「これまでの協議経過について」を議題といたします。条例等検討分科会、鈴木会長から御報告をお願ひいたします。

○鈴木条例等検討分科会会長

それでは、前回の議会のあり方調査特別委員会以降の経過につきまして報告をさせていただきます。

過去2回の条例等検討分科会では、6件の検討項目につきまして協議を行っております。

先ず1点目、「長期欠席議員の取扱い」でございます。これは、議員が長期欠席した場合におけます議員報酬及び期末手当の支給額を減額しようとするものでございまして、先ほどご承認いただきました「伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例」として取りまとめたものでございます。

2点目は、「議会BCPの運用」の問題として、ヘルメット及び防災服の貸与につきまして協議を進め、県内各市の現状も参考にし、先の各派代表者会議で説明をいただきましたように、令和2年度予算にその購入経費を要求していただくこととなっております。

3点目は、「住民投票制度の創設」でございまして、前議長からの要請を受け協議をしてまいりました。市議会における住民投票制度としましては、分科会では否定的な意見を出されておったんですが、議長の意向としましては、政策提案制度が確立されましたので、その制度に沿って条例制定ができないかとの趣旨でございました。そこで、この問題につきましては条例等検討分科会で議論するのではなく、所管の常任委員会等でご議論願った

方がふさわしいのではないかということから、誠に申し訳ないと思うんですが、委員長にこの「住民投票制度の創設」の協議につきましては特段の取り計らいをお願い申し上げたいというふうに存じます。

そして、4点目でございます。4点目は「事務局体制の強化・充実」でございまして、各委員から意見もいただきながら協議を行っておるんですが、更に継続をして協議を進めることとなっております。

5点目でございますが、5点目は「政治倫理条例の一部改正」でございまして、議員の職務執行の公正性及び市民の信頼を確保するとともに、市民に疑惑の念を生じさせないため、議員及びその関係者と市との請負契約等に関し、制限を加えようとするものでございます。現状としましては、伊勢市議会議員政治倫理条例で請負契約等に制限を加える方向性につきましては意見の一致を見ているところでありますが、その対象、また制限の方法につきましては確認が残されておりますので、引き続き協議を重ねることとなっております。

最後、6点目は「議長任期」でございます。本件に関しましては協議が始まったところでございます。過去の議論の経過、全国の議長任期の状況、また三重県及び県内各市の正・副議長の任期をお示したところでございます。今後の協議となっております。

以上が、条例等検討分科会の経過でございます。何とぞよろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

◎西山則夫会長

ありがとうございました。

他の分科会からはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫会長

それでは、今、条例等検討分科会の鈴木会長から御報告をいただきました、少し扱いをこちらでということでございますが、住民投票条例の関係、条例等検討分科会でやっていただくことにしておったんですが、前議長からも政策提言の制度ができたということで、常任委員会のほうで扱いをしたらどうかということでございますね、簡単に言えば。そういうことに条例等検討分科会ではおまとめいただいたんですが、他の分科会の方でも結構です、この件について御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫会長

よろしいですか。

常任委員会でこの件について、ということになりますと、議長と相談しなければなりませんので、ここで了ということにならないかも分かりませんが、議長と相談いたしまして、常任委員会のほうでこの件について議論を開始をしていく方向性を確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか、そういう扱いで。

以前出たおった案件でもございまして、市がやるか議会が政策提言をやるかっていうのはまた別の扱いでありますので、本日は、企画調整部会の中では、条例等検討分科会でお出されましたそういった方向性というものを受け止めながら、扱いを議長と相談させていた

だきまして決定させていただきたい、こういう確認でさせていただいてよろしいですか。
それでは、御意見もないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫会長

はい、御意見もないようでありますので、そういうことでこの企画調整部会では確認を
させていただきたいと思います。

以上、本日御協議いただきます案件は終わりましたので、本日はこの程度で閉会をしま
す。ありがとうございました。

閉会 午前11時28分

上記署名する。

令和2年 月 日

会長 西山 則夫